

■ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号による随意契約の方法により契約を締結することができる事由

分類	詳細	根拠区分
	次に掲げる施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続きにより物品等を調達する契約をするとき。(令第167条の2第1項第3号関係)	/
①	次に掲げる障害者支援施設等において作成された物品を買い入れる契約又は同施設から役務の提供を受ける契約をするとき。	/
	a 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第13項に規定する障害者支援施設	①-ア-a
	b 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第22項に規定する地域活動支援センター	①-ア-b
	c 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業のうち、同条第7項に規定する生活介護、同条第15項に規定する就労移行支援又は同条第16項に規定する就労継続支援を行う施設	①-ア-c
	d 小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）	①-ア-d
	e これらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者	①-ア-e
イ	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から役務の提供を受ける契約をするとき。	①-イ
ウ	母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第百29号）第6条第6項に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から受ける契約をするとき。	①-ウ
②	新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続きにより、買い入れる契約をするとき。(令第167条の2第1項第4号関係)	②